

ぎ ぶ 労働委員会だより

平成 25 年 2 月
第 72 号



平清盛で思ったこと

岐阜県労働委員会
会長 榑山 錚吾

鴨川の水、加留多の賽子、山法師は思いの盡にはならぬ。NHK大河ドラマ平清盛での後白河法皇の台詞です。山法師とは、天台宗の僧達です。後白河法皇は、鎮護国家の二大法門の一たる比叡山には、ほとんど手を焼いていたらしい。日吉の山は、日枝山、比叡山という具合にその名を変えてきましたが、山名の由来は、最澄が山岳修行に入った当時の山麓に日吉神社があったからです。

天台宗の発展を最澄は日吉神社に坐す神のご加護の賜物だと考えたようです。この神社は、天台宗の発展に伴って、各地の日枝神社としてあります。さてそのドラマには、新日吉神宮(いまひえいじんぐう)が登場していませんでした。神社の研究者たちには、このことは残念なことでした。この神社を創建したのは、後白河法皇です。

保元三年に院御所を法住寺とし、永暦元年には堂内に日吉神社から皇居の守護神が移され、延暦寺の妙法院もその別当として移されました。後白河法皇のこの決断は、皇居がしばしば山法師や源平の武士らに踏み荒らされることがあったためになされました。ドラマの後白河法皇は怪物仕立てでしたが、延暦寺山門派の僧侶を皇室守護の任に当て妙法院に住ませたのです。

新日吉神宮の祭神は、大山咋命(おおやまくいのみこと)、大己貴命(おおなむちのみこと)など八柱で、後白河法皇ご自身も含まれます。天台宗の護法神を山門派とともに下山させたのです。山法師の多くが比叡山から京の地に下りて皇室を護る勢力となりました。武士は、敵役でした。後白河法皇は、ドラマとは別顔の冷静な戦略家だったのです。

皇室の正月行事は、正月節会と後七日御修法(ごひちにちのみしほ)です。後七日御修法での最も重要な神事は、御衣加持(みそかじ)です。これは、真言宗の密教秘儀として行われたから、法住寺ではなく元通り宮中真言院で行われたのではないかと思います。

この時には、後白河法皇といえども、大阿闍梨(だいあじやり)に従うのです。賀茂神社、

八坂神社などの禰宜や南都六宗、天台宗、真言宗などの僧侶も、勢力争いを忘れて参加する大行事であったのです。両界曼荼羅と一两天像が壁面を飾る儀式空間は、空海が案出した神仏一体の本地垂迹の世界なのです。末法思想を拒否し、否定する神事・仏事でもあったのです。

新年を迎えて、神社や寺院に参拝するという行動の原型は、正月節会と後七日御修法にあります。御衣加持は、大神神社のフルフルが変形したものです。身に着けている着物を振って心から生じた邪気を払い、清らかな気を満たす神事です。御衣加持は、天皇の御衣に灌頂の聖水を振りかけて天皇と民の平穩、平安を祈祷するのです。

平清盛を主人公とする歴史ドラマなので、後白河法皇が行った新日吉神宮の創建と宮中真言院での鎮護国家の重要行事の描写をして欲しいと思いました。そうすれば、このドラマは、より奥行きのある舞台で展開されることができたのではないかと思います。

新日吉神宮は、京都の東山七条にその祭神とともにあります。歴史の教科書にその名を見出すことは、ほとんど無いでしょう。それは、後白河法皇の新たな時代を開きたいという野心が実際に発現した場所であるから、もっと注目されてよいのではないかと考えていました。

新日吉神宮は、法住寺、妙法院と一体のものです。この地は、神も仏も必要とする日本の庶民の心の原点ともなったところです。また、後の豊国神社が建てられたところでもあります。祭神は、豊臣秀吉(幼名日吉丸)です。相応しい地として、豊臣恩顧の者達は、ここを選定したのです。新日吉神宮は、観光客に素通りされていますが、立ち寄ってみてください。

活動報告

1 審査事件について

平成 24年 1 月から 12 月までの間に申立てのあった不当労働事件は5件で、取扱状況は次のとおりです。

H24.12.31 日現在

事件 番号	申 立 者	業 種	請求する救済内容	終 結 状 況	審 査 委 員
	申立年月日			終結年月日	参 与 委 員
24-1	労働組合	製造業	団体交渉応諾 ポスト・ノーティス	係属中	◎平野、浅井
	H24.4.27				(労)高田、濱田 (使)日比、伊藤
24-2	労働組合	製造業	団体交渉応諾 支配介入の禁止 ポスト・ノーティス	係属中	◎靱山、三井
	H24.9.12				(労)栗本、高松 (使)柳原、吉村
24-3	労働組合	情報通信業	団体交渉応諾	係属中	◎秋保、浅井
	H24.10.5				(労)三尾、栗本 (使)熊田、日比
24-4	労働組合	製造業	団体交渉応諾 ポスト・ノーティス	係属中	◎靱山、三井
	H24.11.5				(労)栗本、高松 (使)柳原、吉村
24-5	労働組合	製造業	不利益取扱いの禁止 ポスト・ノーティス	係属中	◎靱山、三井
	H24.12.25				(労)栗本、高松 (使)柳原、吉村

※ ◎印 … 審査委員長

(1) 24-1不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合から平成24年1月11日及び同年3月17日付けで申し入れられた団体交渉に被申立人が応じなかったことが団体交渉拒否の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。

イ 審査の状況

- 平成24年4月27日に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、平成24年12月末日までに委員調査を3回、和解協議を2回実施したが、和解には至らなかったため、調査を継続する予定である。

(2) 24-2、24-4不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合から提出された要求項目に具体的な回答を行わないことや団体交渉に交渉権限を有する者を参加させない不誠実な対応が団体交渉拒否の不当労働行為にあたり、また、組合員及びその家族に対し組合から脱退することを懲通し、組合の内部運営に介入することは、支配介入の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。(24-2)
- 申立人組合から求められた夏季一時金の支給金額の根拠及び支給基準について、理由を明らかにすることなく開示しない態度は、不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。(24-4)

イ 審査の状況

- 平成24年9月12日(24-2事件)及び同年11月5日(24-4事件)に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、同年12月3日に24-2事件と24-4事件を併合して審査することとした。
- 平成24年12月末日までに委員調査を1回実施し、引き続き審問を行う予定である。

(3) 24-3不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合から申し入れられた賃金引上げ及び夏季一時金に関する団体交渉において、経営関係資料の開示やそれに基づく説明をしなかったり、当事者能力のない担当者を出席させたりするなどの不誠実な対応が団体交渉拒否の不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。

- 夏季一時金について支給を受けたことにより、救済の理由がなくなったとして、請求する救済内容から夏季一時金に関する部分を削除する変更申請書が平成 24 年 12 月 21 日に申立人組合から提出された。

イ 審査の状況

- 平成 24 年 10 月 5 日に申立人からの救済申立てを受けた当労働委員会は、平成 24 年 12 月末までに委員調査を1回実施し、引き続き委員調査を行う予定である。

(4) 24ー5不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 平成 24 年の年末一時金を申立人組合の役員4名に支給しなかったことが不利益取扱いの不当労働行為にあたるとして救済申立てがなされた。

イ 審査の状況

- 平成 24 年 12 月 25 日に申立人からの救済申立てを受けた当委員会は、今後、委員調査を行う予定である。

2 調整事件について

平成24年1月から12月までの間に申請のあった調整事件はあつせん4件で、取扱状況は次のとおりです。

事件 番号	申 請 者	業 種	調 整 事 項	調整 回数	終 結 状 況	調 整 員
	申請年月日				終結年月日	
24-1	労働組合	広告業	(あつせん) 給与体系の成果給制度への変更の撤回 または、成果給制度の運用方法の見直し	—	不 開 始	—
	H24.1.24				H24.2.13	
24-2	労働組合	建設業	(あつせん) 有給休暇や内勤手当の基本日額、時間外割増賃金の改訂分の遡及支払い 組合員への嫌がらせの中止	1	解 決 (あつせん案受諾)	(公)靱山 浅井 (労)三尾 高松 (使)熊田 吉村
	H24.4.17				H24.5.29	
24-3	労働組合	医療業	(あつせん) 誠実な団体交渉の応諾 パワーハラスメント・退職勧奨に関する問題の解決	2	解 決 (あつせん案受諾)	(公)秋保 三井 (労)栗本 (使)柳原
	H24.4.26				H24.7.11	
24-4	労働組合	情報 通信業	(あつせん) 賃金改定 夏季一時金支給額	—	不 開 始	—
	H24.7.23				H24. 8. 3	

(1) 24-1争議

ア 申請の概要

- 会社から一方的に給与体系が成果給制度に変更されたとして、その撤回または成果給制度の運用見直しを求めて団体交渉を行ったが、当事者間の自主交渉では十分な進展が見込めないと、労働組合側からあつせんが申請された。

イ 終結の状況

- 会社にあっせんに応ずる意思がないため、不開始となった。

(2) 24-2争議

ア 申請の概要

- 各種の勤務手当の支給(特に時間外の割増賃金)について、金額設定や計算方法を改め過去2年に遡って不足分を支払うことを要求して団体交渉を重ねてきたが、当事者間での自主交渉ではこれ以上の進展は見込めないとして、労働組合側からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- あっせんで労使双方の主張を十分に聴取するとともに、労使の意見の調整を行った。労使双方に歩み寄りの姿勢がみられたため、あっせん案を提示したところ労使双方から受諾の回答が得られ、本件は解決となった。

(3) 24-3争議

ア 申請の概要

- 組合員に対する会社側の発言がパワハラや退職勧奨にあたるとして、発言の停止や職場環境の改善を求めて団体交渉を行ったが、当事者間の自主交渉では十分な進展が見込めないとして、労働組合側からあっせんが申請された。

イ 終結の状況

- あっせんで労使双方の主張を十分に聴取するとともに、解決方法に関する考えを確認した後、労使双方の意見をふまえ早期解決のために歩み寄りを促した。労使双方から一定の理解が得られたため、条件面での意見を調整しあっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、本件は解決となった。

(4) 24-4争議

ア 申請の概要

- 賃金引上げ及び夏季一時金の支給額について団体交渉を行ったが、交渉に行き詰まったとして、労働組合側からあっせんが申請された。

イ 終結の状況

- 会社にあっせんに応じる意思がないため、不開始となった。

－編集・発行－

岐阜県労働委員会

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL (058)272-8792

FAX (058)278-2832

HP <http://www.pref.gifu.lg.jp/>

[kakushu-iinkai/rodo-iinnkai/](http://www.pref.gifu.lg.jp/kakushu-iinkai/rodo-iinnkai/)

e-mail c16501@pref.gifu.lg.jp